

D X 推進に向けた電子契約を試行導入 ～「デジタル化・ペーパーレス化」による業務の効率化へ～

契約事務におけるデジタル化・ペーパーレス化を進め、業務の効率化を図るため、令和7年1月より電子契約を導入します。これにより、これまでの「紙＋押印」の契約方式に加え、「電子文書＋電子署名」の電子契約方式を受注者が選択することができ、契約締結時の押印や収入印紙の貼付けが不要となります。

1 電子契約の対象

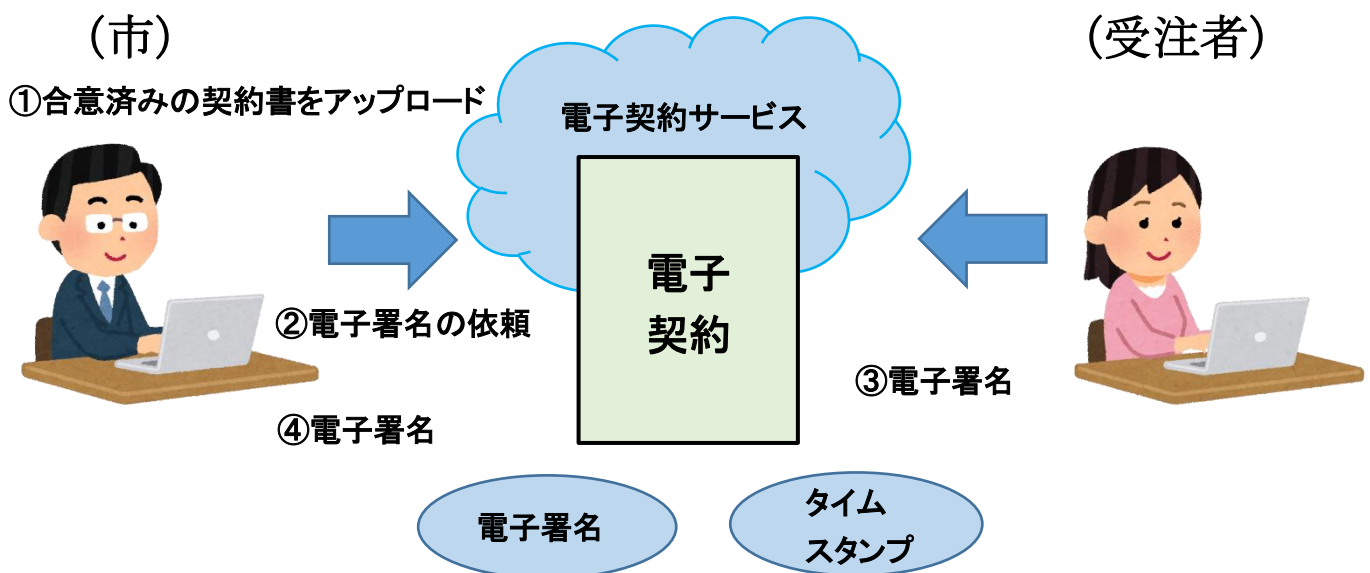
「物品」に関する一部入札案件について、電子契約を試行導入
検証を元に、「工事」や「委託」等に関する契約についても導入を検討してまいります。

2 電子契約のメリット

- ・本市と契約相手方双方で、契約書の印刷・製本、紙での保管、契約書への押印、書面の受渡し等が不要になり、業務の効率化につながります。
- ・契約相手方は、これまで紙の契約書に貼り付けていた収入印紙が不要になります。

<参考>電子契約について

電子契約とは、インターネット等を利用し、電子的に作成した契約書に対して、電子署名やタイムスタンプ等を記録して締結する契約のことをいいます。



◎この件に関するお問い合わせ

海老名市財務部契約検査課 電話 046-235-4618